

特定非営利活動法人 子どもの村福岡
定 款

(名 称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人 子どもの村福岡 と称します。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡市に置きます。

(目 的)

第3条 この法人は、SOSキンダードルフの理念に基づき、社会的養護を必要とする子どもたちへの援助システムの研究開発を行い、子どもの村福岡を建設し、運営することを通して、日本における子どもたちの社会的養護の発展に寄与します。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、特定非営利活動促進法（以下、「法」といいます）別表の、次の活動を行います。

- 1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2) 社会教育の推進を図る活動
- 3) まちづくりの推進を図る活動
- 4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 5) 国際協力の活動
- 6) 子どもの健全育成を図る活動
- 7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行います。

- 1) 子どもの村の建設・運営事業
- 2) 社会的養護の子どもと家庭への支援・システムの研究開発事業
- 3) 子どもの社会的養護に関する情報提供・啓発事業
- 4) 子どもに関わる個人・団体・企業・その他関係機関などとの連携
- 5) SOSキンダードルフ国際本部との連携
- 6) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第6条 本会の会員は次の2種とし、正会員をもって「法」上の社員とします。

- 1) 正会員：この会の趣旨に賛同し、その目的実現のための事業を推進する個人・団体
- 2) 支援会員：この会の趣旨に賛同し、その目的実現のために協力・支援する個人・団体

(入会等)

第7条 1. 会員になろうとする人は、入会届を理事会に提出することによって入会できます。
2. 会員は脱会届を理事会に提出することによって、任意に脱会することができます。

(会 費)

第8条 正会員になろうとする人は、理事会において別に定める年会費を納入するものとします。

(役 員)

第9条 1. 本会には、次の役員をおきます。

1) 理事 10名以上25名以内

2) 監事 2名以内

2. 理事のうち1名を理事長、2名以内を副理事長、1名を専務理事とします。

(役員を選任)

第10条 1. 役員は、総会において正会員の中から選出します。

2. 理事長、副理事長、専務理事は理事の互選により選出します。

(役員を解任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができます。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければなりません。

1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(理事長)

第12条 理事長は本会を代表します。

(副理事長)

第13条 副理事長は、理事長を補佐し、必要とされるときにその職務を代行します。

(専務理事)

第14条 専務理事は、理事会の議決にもとづき本会の常務を統括します。

(理事)

第15条 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決にもとづき、この法人の業務を執行します。

(監事)

第16条 監事は、「法」第18条各号に掲げる職務を行う他、同条第5号に掲げる職務を行うにあたって必要と認められるときは理事会の招集を請求することができます。

(役員任期)

第17条 1. 役員任期は2年とします。ただし再任は妨げません。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長します。

3. 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とします。

4. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければなりません。

(顧問)

第18条 1. 本会に役員のほか顧問をおきます。

2. 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱します。

3. 顧問は、会の運営について意見を述べることができます。

(総会)

第19条 1. 総会は正会員をもって構成します。

2. 総会は、年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催します。

3. 理事長もしくは監事が必要を認めた場合には、臨時総会を開催することができます。

4. 総会の招集通知は、開催日の2週間前までに書面又は電子メールをもって通知しなければなりません。

(総会の招集)

第20条 総会は前条第3項の場合（監事が必要と認めた場合に限る）をのぞき、理事長が招集します。

(総会付議事項)

第21条 総会には、次の事項を付議します。

1. 前年度の事業報告及び決算報告
2. 年度の事業計画及び収支予算
3. 役員を選任及び解任
4. 定款の変更
5. その他の重要な事項

(理事会)

第22条 理事会は理事をもって構成します。

第23条 理事会には、次の事項を付議します。

1. 総会の議決した事項の執行に関する事項
2. 事務局の運営及び業務の執行に関する報告の承認
3. その他、総会の議決を要しない本会の運営及び業務の執行に関する事項

(議 決)

第24条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決めます。ただし、可否同数のときは、議長が決するところによります。

(資 産)

第25条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成します。

1. 設立当初の財産目録に記載された資産
2. 会費
3. 寄付金
4. 財産から生じる収入
5. 事業に伴う収入
6. その他の収入

(事業年度)

第26条 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとします。

(会計の原則)

第27条 この法人の会計は、「法」第27条各号に掲げる原則に従っておこなうものとします。

(定款の変更)

第28条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、「法」第25条第3項に規定する軽微な事項をのぞき所轄庁の認証を受けなければ変更することができません。

(解 散)

第29条 本会の解散方法については、「法」第31条に従うものとします。

(残余財産の帰属)

第30条 この法人が解散した時の残余財産は、解散時の総会において、「法」第2節第11条第3項に掲げる者のうちから選定し譲渡するものとします。

(公告の方法)

第31条 本会の公告は、会の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行います。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行します。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとします。

理事長	満留 昭久
副理事長	坂本 雅子
副理事長	原田 光博
専務理事	大谷 順子
理事	安部 計彦
	山田真理子
	山本 裕子
	古賀 信敏
	泉 昭浩
	斉藤 昌平
	坂口 舞
	高木 長道
	三好 隆男
	北芝 幹怡
	中山 浩志
	三宅 玲子
監事	篠原 俊

3. この法人の設立当初の役員任期は、第17条の規定にかかわらず、成立の日から2008年8月31日までとします。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第21条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとします。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第26条の規定にかかわらず、成立の日から2007年5月31日までとします。
6. この法人の設立当初の事務所は次の住所とします。

福岡市中央区赤坂2丁目3-1

附則

1. 変更後の第26条の規定にかかわらず、変更日の属する事業年度は、2009年6月1日から2010年3月31日までとする。

付記

この定款は、

2009年4月15日の臨時総会により（総会付議事項）、（残余財産の帰属）について改訂

2009年8月8日の通常総会により（名称）、（目的）、（事業）、（会費）、（事業年度）について改訂